技術開発賞・研究奨励賞授与規程

（目的）

第１条　この２つの賞は、土木工学に関して優れた技術開発や研究を行った技術者・若手研究者を表彰することによって、その成果を讃えるとともに、土木学会東北支部の活性化を図ることを目的とする。

（賞の名称）

第２条　これらの賞の名称は、土木学会東北支部技術開発賞（以下「技術開発賞」という）ならびに土木学会東北支部研究奨励賞（以下「研究奨励賞」という）という。

（規定事項）

第３条 この規程は、技術開発賞・研究奨励賞の授与に関する基本事項を規定する。

（授賞の対象）

第４条　技術開発賞の対象は、当該年度の東北支部技術研究発表会において、優れた独創的土木技術を発表した論文の発表者ならびに連名者とする。ただし、授賞の対象となる発表者は土木学会東北支部会員、連名者は他の支部を含めた土木学会員に限る。

なお、発表者が会員でない場合及び法人会員の組織内メンバーである場合は、授賞時点で東北支部会員であることを要件とする。

２　研究奨励賞の対象は、当該年度の東北支部技術研究発表会において、優れた研究成果を発表した論文の発表者で、当該年度の 3 月 31 日現在において 36 歳未満の東北支部会員とし、連名者は授賞の対象としない。ただし、発表者が高校生相当の場合は、東北支部会員であることの要件を適用しないこととする。

３　技術開発賞ならびに研究奨励賞候補論文は、主たる内容が表彰当該年度になされた業績で、他に発表されていないものとする。ただし、同一業種間の協会、社内表彰等はこの限りではない。

（公募と応募）

第５条　土木学会東北支部は、技術開発賞・研究奨励賞の候補を公募する。

２　技術開発賞ならびに研究奨励賞の前項による応募については、東北支部会員の自薦または東北支部会員からの他薦により行う。

３　自薦による応募は、土木学会東北支部技術研究発表会に講演を申し込み、その申し込んだ講演に対して、支部所定の応募用紙に必要事項を記載のうえ、講演概要原稿提出時に応募用紙を土木学会東北支部に提出する。

４　他薦による応募は、土木学会東北支部技術研究発表会講演概要集の論文や報告の中から授賞候補を抽出し、当該年度の 3 月 20 日までに応募用紙（推薦状）を土木学会東北支部へ提出して推薦する。

（司会者推薦）

第６条　土木学会東北支部技術研究発表会の司会者は、担当するセッションで技術開発賞または研究奨励賞の授賞候補にふさわしい優れた論文がある場合は、技術開発賞または研究奨励賞の授賞候補として推薦することができる。推薦による応募は、セッション終了時に応募用紙（推薦状）を事務局に提出して推薦する。

（技術開発・研究奨励賞選考委員会）

第７条　技術開発賞ならびに研究奨励賞の授賞候補を選考するために、土木学会東北支部技術開発・研究奨励賞選考委員会（以下「技術開発・研究奨励賞選考委員会」という）を置く。

２　技術開発・研究奨励賞選考委員会は、第 5 条第 2 項および第 6 条による技術開発賞ならびに研究奨励賞の応募の中から授賞候補を選考する。

３　技術開発・研究奨励賞選考委員会は、14 名程度の委員をもって構成する。

４　委員は、原則として支部所属の正会員の中から選出し、支部長が委嘱する。

５　委員の任期は１年とし、再選は妨げない。

６　技術開発・研究奨励賞選考委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。

（賞の決定、表彰の時期、方法）

第８条　技術開発賞・研究奨励賞の授与は、技術開発・研究奨励賞選考委員会における選考結果をもとに商議員会で決定する。表彰は翌年度の土木学会東北支部総会において行い、賞状及び副賞を授与する。

２　技術開発賞は、毎年３件程度を授賞の対象とする。

３　研究奨励賞は、毎年７件程度を授賞の対象とし、原則として１部門１件の授賞とする。

４　技術開発賞・研究奨励賞は、原則として土木学会本部の技術賞等と重複して授賞しないものとする。また土木学会東北支部の総合技術賞，技術開発賞，研究奨励賞は重複して授賞しないこととする。

（改廃に関する事項）

第９条　本規程の改廃は、技術開発・研究奨励賞選考委員会の発議に基づき、支部運営会議で審議し、商議員会にて報告・了承を得てこれを行う。

（実施期日）

第１０条この規定は、平成５年８月 20 日より施行し、平成７年 12 月 13 日，平成 14 年５月 18 日、平成 17 年５月 12 日、平成 20 年５月 16 日、平成 23 年５月 14 日、平成 24 年５月 18 日、令和６年５月 23 日、令和８年５月 28 日より一部変更する。